



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成29年度医療に関する税制改正要望について

今般、日本医師会では、税制要望事項を「平成29年度医療に関する税制要望」として取りまとめられました。

消費税対策では、社会保険診療報酬等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること、また、その措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設することなどが重点項目として要望されております。

つきましては、下記のとおりご送付申し上げますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、自民党税制調査会正副会長・顧問・幹事名簿は、決まり次第ご送付いたします。

記

- 平成29年度医療に関する税制要望（項目）
- 平成29年度医療に関する税制要望

【参考資料】

- ・平成29年度税制改正要望 =重点項目=
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・平成29年度税制改正要望 =重点項目=(手持ち資料)
(『平成29年度税制改正要望 =重点項目=』を説明する際の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた【趣旨】を追加記載しています。)
- ・平成29年度税制改正 スケジュール見通し
- ・税制改正の協議プロセス

日医発第629号(年税44)

平成28年8月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成29年度医療に関する税制改正要望について

標記の件を、とりまとめましたので、下記のとおりご送付申し上げます。

本会では、平成29年度税制改正について、状況に応じ、鋭意要望していく所存であります。

つきましては、貴会におかれましても、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

なお、自民党税制調査会正副会長・顧問・幹事名簿は、決まり次第追ってご送付します。

記

- 平成29年度 医療に関する税制要望(項目)
- 平成29年度 医療に関する税制要望

【参考資料】

- ・平成29年度税制改正要望 =重点項目=
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・平成29年度税制改正要望 =重点項目= (手持ち資料)
(『平成29年度税制改正要望 =重点項目=』を説明する際の手持ち資料として
作成したもので、説明のポイントをまとめた【趣旨】を追加記載しています。)
- ・平成29年度税制改正 スケジュール見通し
- ・税制改正の協議プロセス

平成29年度 医療に関する税制要望(項目)

平成28年8月

日本医師会

※重点項目は青で表示

(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○医療経営

- | | |
|------------|---|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 消費税対策(1)
社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。 |
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 消費税対策(2)
消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。 |
| 重点
(一部) | <ul style="list-style-type: none">・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。・ 医療を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。<ul style="list-style-type: none">①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。②認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を受けないよう必要な措置を講じた上で期限を延長すること。③出資の評価方法の改善。④その他の措置。 |

重点

- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

重点

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。

重点

- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
- ・ 中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化を行わないこと。

○勤務環境

重点

- ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡大すること。

○患者健康予防

重点

- ・ たばこ税の税率引き上げ。

○医療施設・設備

重点

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

重点

- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。

重点

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- ・ 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税を軽減すること。
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

○その他

重点

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

平成29年度
医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

平成28年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ですが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成29年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】 ※重点項目は青で表示
(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○医業経営

	・ 消費税対策(1) 社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、 重点 診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を ... 1 上回る仕入消費税額を負担している場合に、 その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。
	・ 消費税対策(2) 消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、 重点 青色申告書を提出する法人または個人が、 医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し ... 3 医療事業の用に供した場合には、 10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、 登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。
	・ 消費税対策(3) ... 3 簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。
重点 (一部)	・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。 ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の 納税猶予制度の創設。 ②認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を受けないよう ... 4 必要な措置を講じた上で期限を延長すること。 ③出資の評価方法の改善。 ④その他の措置。
重点	・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、 医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。 ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 ... 6 ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を 課さないこと。
重点	・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。 ... 7
重点	・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 ... 7

- ・ 中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化を行わないこと。 … 8

○勤務環境

- ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど
- 重点** 特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、 … 10
勤務必要経費の上限額を拡大すること。

○患者健康予防

- 重点** ・ たばこ税の税率引き上げ。 … 11

○医療施設・設備

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、
重点 中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、 … 12
特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、
適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、
適用期限を延長すること。
- 重点** ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。 … 13
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 … 14
- 重点** ・ 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの … 15
償却資産の投資に係る固定資産税を軽減すること。
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る … 16
税制上の特例措置創設。

○その他

重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 … 17

・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。

(1)医師会について

・ 医師会への寄附者に対する税制措置。

・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、
その他の措置。 … 18

(2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等
軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等
軽減措置。

○ 医業経営

重点

・ 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（注 1）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

（注 1）特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成 26 年 4 月の税率引上げ（5%→8%）の際の診療報酬改定では税率引上げ対応分については適切な財源が補てんされたものの、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成 28 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されました。

上記要望は、医業の経営形態の差異に対応して控除対象外消費税の影響が異なることを踏まえ、現行の非課税制度を前提として、診療報酬に上乗せしたとされる仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合には、その超過額の税額控除（還付）を認める新たな制度の創設を求めるものです。これは、課税制度への変更が、政治情勢や国民的理解上で困難と認められることからみて、次善の策であると考えられます。課税制度変更によるいわゆる「引きはがし」の問題も発生しないで済み、高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘にも応えるものです。

以上のような制度については、租税理論の見地から問題視する向きもあるものと考えられ

ます。しかし、実額控除と概算控除が並存する制度については、例えば、給与所得者に対しては、概算経費といわれる給与所得控除制度が採用されているが（所得税法 28 条）、特別の通勤費用等の特定支出の額が当該給与所得控除額の 2 分の 1 を超えた場合に、その超過額の控除も認められていること（所得税法 57 条の 2）が参考になります。

（消費税法第 4 条、第 6 条、第 30 条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

重点

・消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。

— 所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税 —

消費税率10%引き上げが平成31年10月に延期され、平成29年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。

そこで、上記のとおり要望します。

※税額控除率、特別償却率は、中小企業投資促進税の上乗せ措置と同率

・消費税対策(3)

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

— 消費税 —

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、上記のとおり要望します。

(消費税法第37条)

重点<(1)①～③>

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。
 - ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - ②認定医療法人について相続税法第 66 条第 4 項の適用を受けないよう必要な措置を講じた上で期限を延長すること。
 - ③出資の評価方法の改善。
 - ④その他の措置。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

(1)医療法人

①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

②認定医療法人の相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充・延長

平成 26 年度税制改正で創設された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用を受けないよう必要な措置を講じた上で、期限を延長すること。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、

支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。

(参 考) 医療法人の出資の評価

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

④出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

⑤基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、回収不能見込額等について評価減を行うこと。

(相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194・2)

(2)個 人

①医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

②その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

重点

- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ②医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

－ 相続税・贈与税・所得税 －

平成 18 年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようにすることが望ましいといえます。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講じることにより、移行を支援することを要望します。

- ①持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参 考) 「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは、社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成 18 年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第 10 条第 2 項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

重点

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

重点

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率 (地方法人特別税との合算税率 (* 1))

区 分	普通法人	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.8688%	4.8688%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3032%	6.5872%
所得 800 万円超の金額	9.5944%	6.5872%

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

- ・ 中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化を行わないこと。

－法人税・法人住民税・法人事業税等－

「法人税改革」に伴い、法人税実効税率引き下げの財源確保が課題とされる中、中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化が検討課題とされています。

そこで、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないよう、以下の通り要望します。

(1) 医療法人について

医療法人は、そのほとんどが中小法人であり、また、その半数近くが赤字経営を余儀なくされながらも、地域医療の重要な担い手となっています。地域医療の確保のため、外形標準課税の対象拡大等により、中小医療法人の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、担税力がなく、法人税実効税率引き下げの効果も及ばない、赤字医療法人の税負担を、欠損金の繰越控除の縮減等により増やさないことを要望します。

(2) 医師会をはじめとする公益法人等について

医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共済事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考1) 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日、閣議決定)より抜粋

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(参考 2)「法人税の改革について」(平成 26 年 6 月、政府税制調査会)より抜粋

1. 法人税改革の趣旨

第 2 は、法人税の負担構造を改革することである。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることによって、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。

法人税改革を行うに当たって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を 2015 年度に半減し、2020 年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に 2020 年度の名目成長率は 3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお 2020 年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。法人税改革を進めるに当たっては、この厳しい財政状況を直視しなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。

2. 具体的な改革事項

- (1) 租税特別措置の見直し
- (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 地方税の損金算入の見直し
- (6) 中小法人課税の見直し
- (7) 公益法人課税等の見直し
- (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

(参考 3)平成 28 年度税制改正大綱において「基本的考え方」として以下の通り記載

- ハ 中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金 1 億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせてのこと等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。その上で、中小法人のうち 7 割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。
- ニ 協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成 27 年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。
- ホ 公益法人等課税については、非収益事業について民間競争が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

【税制改正大綱 5 頁 記載】

○ 勤務環境

重点

- ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を引き上げること。

— 所得税 —

少子化対策は、わが国の喫緊の課題であり、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や子育て中の女性が働きやすい環境の整備が求められています。

また、全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。

そこで、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置として、上記のとおり要望します。
(所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6)

○ 患者健康予防

重点

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

そこで、上記のとおり要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 860 円、市町村たばこ税 5,262 円。

○ 医療施設・設備

重点

- ・病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかなです。

そこで、医療機関における医療機器の取得についても、上記のとおり強く要望します。

（措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号、平 21 厚生労働省告示第 248 号、平 25 厚生労働省告示第 95 号）

（注）医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日）

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| （１） | 医療用機器の特別償却率（注 1） | 12% |
| （２） | 適用対象となる取得価額 | 500 万円以上 |

（注 1）

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第 2 条第 5 項に規定する高度管理医療機器、同条第 6 項に規定する管理医療機器又は同条第 7 項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの

重点

- ・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。

－ 所得税・法人税 －

中小企業投資促進税制は、平成 26 年度改正で適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(措置法第 10 条の 3、第 10 条の 5 の 4、第 42 条の 6、第 42 条の 12 の 5)

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)
2. 対象設備
 - (1) 機械・装置で 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
 - (2) 「電子計算機」、「インターネットに接続されたデジタル複合機」次の掲げるいずれかのもの
 - イ. 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの
 - ロ. その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機ごとの取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
 - (3) ソフトウェア(複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く)で次に掲げるいずれかのもの
 - イ. 一つのソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの
 - ロ. その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が 70 万円以上のもの
 - (4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)
 - (5) 内航海運業の用に供される船舶
3. 上乗せの措置
 - (1) 平成 26 年度改正で、対象設備のうち生産性向上に資する「先端設備」又は「生産ライン・オペレーションの改善に資する設備」について、即時償却又は、税額控除

(10%、ただし資本金 3000 万円超の法人は 7%) とする措置が設けられた。

(2) 「先端設備」とは、機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアで次の要件を満たすもの

イ. 最新モデルであること

ロ. 旧モデル比で生産性が年平均 1 %以上向上するもの(ソフトウェアを除く)

ハ. サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1 台、1 基当たりの取得価額が 30 万円以上であること

(3) 「生産ライン・オペレーションの改善に資する設備」とは、機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアで次の要件を満たすもの

イ. 税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものであること

ロ. 電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1 台、1 基当たりの取得価額が 30 万円以上であること

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟（東京高裁平成 21 年（行コ）第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、上記のとおり要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)

(現 行)

(要 望)

○病院・診療所用建物

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は
鉄筋コンクリート造のもの

39年

31年

重点

- ・ 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税を軽減すること。

－固定資産税－

平成 28 年度税制改正において中小企業者の設備投資を促進するため、新規の機械装置の投資に係る固定資産税の特例が創設されました。設備投資減税としての固定資産税の特例は、法人税の特例とは異なり、赤字の事業者にも大きな効果があります。ところが、現行の措置では対象設備が機械装置に限定されているため、医療機関は事実上適用対象外となっています。

地域医療構想の策定とそれに基づく地域医療提供体制の見直しや、地域包括ケアの構築が推進される中で、医療機関の設備投資を支援することはこれらの政策課題の達成に資することとなります。また、地域の中小企業者である医療機関を支援し地域経済を活性化するためにも、医療機関の設備投資を支援することが求められます。

そこで、平成 28 年度税制改正で創設された中小企業者が取得する新規の機械装置の投資に係る固定資産税の特例を拡充・恒久化し、医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産を対象に加えることを要望します。

（参考 1）中小企業者が取得する新規の機械装置の投資にかかる固定資産税の特例（平成 28 年度税制改正で創設）

1. 適用期間 3 年間（平成 30 年度末までの投資）

2. 対象設備

- ・ 中小企業者が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業等経営強化法）に基づく認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)

※中小企業者：資本金 1 億円以下等、大企業の子会社除く

- ・ 生産性を高める機械装置

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160 万円以上、②生産性向上 1 % 向上（10 年以内販売開始）、③最新モデル）から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

3. 特例 固定資産税の課税標準を 3 年間 1/2 に軽減。

（参考 2）日本税理士会連合会税制審議会「中小法人の範囲と税制のあり方について－平成 27 年度諮問に対する答申」（平成 28 年 3 月 17 日）より抜粋（p.9）

投資減税に関して、平成 28 年度の税制改正において、中小企業者等が取得した一定の機械及び装置に対する固定資産税（償却資産税）について、時限措置として

課税標準を2分の1とする特例が創設される予定である。企業の償却資産に課税すると、設備投資に悪影響が生じること、また、諸外国の税制をみると、償却資産に固定資産税を課税している例はほとんどないのが実状である。したがって、償却資産に係る固定資産税を廃止すべきであるが、少なくとも平成28年度に新設される負担軽減措置は、その適用対象設備を拡充するとともに、恒久的な制度とすべきである。

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

重点

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 0 0 0 万円以下である医療または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 0 0 0 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2, 5 0 0 万円以下の金額	72%
2, 5 0 0 万円超 3, 0 0 0 万円以下の金額	70%
3, 0 0 0 万円超 4, 0 0 0 万円以下の金額	62%
4, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下の金額	57%

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

- (2) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。
- また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

平成29年度税制改正要望

= 重点項目 =

平成28年8月
公益社団法人 日本医師会

重点項目

1. 医業経営
2. 勤務環境
3. 患者健康予防
4. 医療施設・設備
5. その他

1. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、
現行の制度を前提として、
診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る
仕入消費税額を負担している場合に、
その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。
(創設 一消費税一)

1. 医業経営(2)

・消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。
(創設 一所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税一)

1. 医業経営(3)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- ①持分の定めのある医療法人に係る
相続税・贈与税の納税猶予制度の創設。
- ②認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を
受けないよう必要な措置を講じた上で期限を延長すること。
- ③出資の評価方法の改善。(改善等 一相続税・贈与税一)

1. 医業経営(4)

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人ための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

- ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による
贈与税を課さないこと。 (改善等 一相続税・贈与税一)

1. 医業経営(5)

社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルパス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症疾患医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	DPC（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルパス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する擁護に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレママプレパパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 勤務環境

少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡大すること。 （改善 一所得税一）

3. 患者健康予防

たばこ税の税率引き上げ。

(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

4. 医療施設・設備

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの
償却資産の投資に係る固定資産税の軽減。
(改善 一固定資産税一)

5. その他

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置
(いわゆる四段階制)の存続。 (存続一所得税・法人税一)

平成29年度税制改正要望

= 重点項目 =

(手持ち資料)

平成28年8月

公益社団法人 日本医師会

重点項目

1. 医業経営
2. 勤務環境
3. 患者健康予防
4. 医療施設・設備
5. その他

1. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、
現行の制度を前提として、
診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る
仕入消費税額を負担している場合に、
その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること。
(創設 一消費税一)

【趣旨】

・本年3月、本会の医業税制検討委員会がとりまとめた答申を基本に、
現行の非課税制度を前提として、当局が診療報酬に仕入れ税額相当額として
上乗せしている2.89%を上回る仕入れ消費税額を負担している場合には、
超過額を税額控除または還付出来る、新たな制度を実現することを要望する内容です。
この要望内容で進めていくことを、日本歯科医師会、日本薬剤師会、
四病院団体協議会も、合意をしています。

1. 医業経営(2)

・消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。
(創設 一所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税一)

【趣旨】

・消費税率10%引き上げが平成31年10月に延期され、平成29年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。
この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。
そこで、設備投資による消費税負担を軽減する措置の創設を求めます。

1. 医業経営(3)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- ①持分の定めのある医療法人に係る
相続税・贈与税の納税猶予制度の創設。
- ②認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を
受けないよう必要な措置を講じた上で期限を延長すること。
- ③出資の評価方法の改善。(改善等 一相続税・贈与税一)

【趣旨】

- ・ 地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。
特に、持分の定めのある医療法人について、中小企業と同様の相続税・贈与税の納税猶予制度の創設や、出資の評価方法の改善を求めます。

1. 医業経営(4)

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人ための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

- ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。 (改善等 一相続税・贈与税一)

【趣旨】

- ・医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することのないよう、移行時において、
 - ①出資者にみなし配当課税を課さないこと、
 - ②医療法人に贈与税を課さないことを求めます。

1. 医業経営(5)

社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 ー事業税ー)

【趣旨】

- ・事業税の特例は、7～8ページの「医師会員の行う公共性の高い主な事業」で明らかなように、医療機関や医療法人のもつ公共性に対する措置として当然のものです。
- ・医療法人は剰余金の配当が禁止されるなど非営利の法人であり、地域医療の中核的な担い手のひとつとして公益性の高い法人でもあることから、農協・生協・信用金庫など他の特別法人と同様の軽減措置は当然の措置です。

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルパス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症疾患医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	DPC（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルパス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する擁護に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレママプレパパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 勤務環境

少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡大すること。 （改善 一所得税一）

【趣旨】

・少子化対策は、わが国の喫緊の課題であり、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や子育て中の女性が働きやすい環境の整備が求められています。また、全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。少子化対策として、保育に要する経費を特定支出に含めるなど、勤務医師の特定支出控除の拡充を求めます。

3. 患者健康予防

たばこ税の税率引き上げ。

(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

【趣旨】

- ・ 喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、
「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、
たばこ価格の引き上げによる喫煙抑制が求められています。
平成22年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、
たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、
たばこ税の税率を引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

4. 医療施設・設備

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの
償却資産の投資に係る固定資産税の軽減。
(改善 一固定資産税一)

【趣旨】

・設備等についての租税特別措置や固定資産税軽減は、設備の高度化・効率化や安全確保等への対応のための不可欠の措置であり、是非とも改善・延長・拡充を求めます。

5. その他

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置
(いわゆる四段階制)の存続。 (存続－所得税・法人税－)

【趣旨】

- ・社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、いわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

平成 29 年度税制改正 スケジュール見通し (注)

H 2 8 . 8 . 2 6

8 月	・ 日医、税制要望公表。 ・ 各省庁が税制要望を 8 月末までにとりまとめ。
9 月	・ 与党税調、自民党医療と税制に関する P T での検討本格化。 ・ 全国知事会、税制要望公表。
12 月	・ 与党税調において税制改正大綱とりまとめ。 ・ 税制改正大綱（自民党・公明党）の決定。

(注) 上記は、8 月 26 日時点での、日医事務局による見通しです。

※平成28年8月時点

税制改正の協議プロセス

